

第 27 回参議院議員通常選挙臨時啓発業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

第 27 回参議院議員通常選挙の投票率を高めるため、広告専門業者から提出された啓発プランの中から優秀なプランを選定して、当該啓発プランを臨時啓発事業とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(4) 予算上限額

17,812,300 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和 7 年 5 月 7 日（水） 午後 5 時

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

説明会への参加を希望する者は、広島県選挙管理委員会事務局ホームページ中、お問合せフォームから参加申込すること。なお、申込時、「タイトル」欄に【公募型プロポーザル説明会参加申込】と記入すること。お問合せフォーム中、住所、社名、担当者、連絡先(電話)を記入すること。

ア 参加申出場所

広島県選挙管理委員会事務局ホームページ

イ 参加申出期限

令和 7 年 4 月 24 日（木） 午後 4 時

ウ 説明会開催日

令和 7 年 4 月 25 日（金） 午前 10 時

エ 説明会開催場所

オンライン開催(Zoom)

(3) 仕様書等に対する質問等

ア 質問書の提出期限

令和 7 年 5 月 15 日（木） 午後 5 時（必着）

イ 提出方法

広島県選挙管理委員会事務局ホームページ中、お問合せフォームより、お問い合わせ内容に質問内容を記入の上、提出すること。

(4) 上記(2)に対する回答日等

令和 7 年 5 月 19 日（月）までに、公募型プロポーザル参加者全員に、電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(5) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県選挙管理委員会事務局

イ 提案書提出期限

令和7年5月21日（水） 正午（必着）

(6) 提案書に関する審査について

ア 審査方法

地域政策局市町行財政課が第1次審査（書類審査）を行い、全提案の中から優れた提案5件程度を選定、その選定された提案に対し広島県地域政策局選挙広報公募型プロポーザル選考委員会が第2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、各審査委員の協議結果を踏まえ、最も高い評価を得たものを最優秀提案者として決定する。

第1次審査及び第2次審査ともに、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い審査を行う。

また、提案書の提出が5件を超えない場合、第1次審査は省略する。

イ 提案書評価基準

評価項目については、「第27回参議院議員通常選挙臨時啓発業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象とし、「第27回参議院議員通常選挙臨時啓発業務提案書評価基準」に基づき評価を行う。

ウ 第2次審査について

（ア）実施場所

広島県庁内会議室

（イ）実施日時

令和7年5月下旬の別途指定する日時

（ウ）出席者

公募型プロポーザル参加資格を有しており、提案書を提出している者

（ただし、第1次審査が行われた場合には、第1次審査で選定されていること。）

（エ）その他

プレゼンテーションは、提案者が直接行う。プレゼンテーションの時間は限られているので、説明については、簡潔に行うこと。

エ 結果の通知

（ア）第1次審査の結果通知について

令和7年5月23日（金）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

第1次審査が省略される場合にも、同様にすべての提案書提出者に対し通知する。

併せて、第1次審査で選定された提案書提出者（第1次審査が省略される場合にはすべての提案書提出者）に対し、第2次審査の案内も行う。

（イ）第2次審査の結果通知について

第2次審査の日から起算して3日を経過した日（土曜日及び日曜日の日数を算入しない。）

までに、第2次審査に参加したすべての提案書提出者に対し通知する。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件を満たしていることを誓約し、申請書を提出しなければならない。
- ② 申請書の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じ

るものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

(8) 仕様書について

- ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2 (3) ア質問書の提出期限」までに、広島県選挙管理委員会事務局ホームページ中、お問合せフォームより提出すること。
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県選挙管理委員会事務局に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、上記の通知日から起算して3日を経過した日(土曜日及び日曜日の日数を算入しない。)までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、提出された日から起算して3日を経過した日(土曜日及び日曜日の日数を算入しない。)までに、書面により行う。

(10) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(14) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。
ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の方法

公告に定めた方法により決定した最優秀提案者と、提出された提案書を基に協議の上、県の契約締結担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、協議において、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

- (5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 公正な公募の確保

- (1) 提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 提案者は、競争を制限する目的で他の提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 提案者は、委託予定業者の選定前に、他の提案者に対して提案書等を開示してはならない。
- (4) 提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該提案者を参加させず、又は提案公募の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。

5 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 各種様式（公募型プロポーザル参加資格確認申請書、辞退届）
- (3) 仕様書及び補足資料
- (4) 提案書作成要領及び別紙
- (5) 評価基準
- (6) 臨時啓発業務日程表
- (7) 契約書（案）

6 その他

提案書提出後、提案を取り下げる場合は、辞退届を提出すること。辞退届の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

なお、この場合にあっても、提出された書類は返却しない。

【問い合わせ先】

広島県選挙管理委員会事務局

担当 門田(もんでん)

電話 082-513-2609（ダイヤルイン）

FAX 082-223-6313